

制度を利用する

こころの病気で生活に困っているときや、
人生をより良くしていくために利用できるさまざまな制度があります。
例えば、ご自宅での家事や、日中の活動、働くための支援、住まい、
金銭管理のお手伝い、経済的なサポートに関すること等、
さまざまな制度やサービスがあります。



- 障害福祉サービス・地域生活支援事業を利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 精神障害者保健福祉手帳で利用できるサービスを知りたい・・・・・・・・・・・・67
- 収入が少ないので、利用できる制度を知りたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
- インターネットで福祉に関する情報を調べたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
- お金や書類の管理をしてほしい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
- 生活保護だけど、一人暮らしが不安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79

障害福祉サービス

障害福祉サービスには、障害の程度が一定以上の人に、日常生活に必要な介護の支援を行う「介護給付」と、自立した生活に必要な訓練や就労に向けた機会の提供等の支援を行う「訓練等給付」等があります。

サービスの利用や手続きまでの流れについては、「障害者のしおり」をご覧ください。

※原則18歳以上65歳未満の精神障害がある方が対象です。サービスの種類によっては65歳以上で利用できるものもあります。

※介護保険給付対象者で、障害福祉サービスと同様の介護保険サービスがあるときは、介護保険サービスを受けることになります。

● 利用者負担

サービス費用の1割負担（世帯の所得に応じて負担上限額があります）

※世帯の範囲…精神障害者本人及びその配偶者

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）で、居宅で生活する障害者	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

● 精神障害者の方の申請窓口

各保健センター、御津・建部分室 → 10ページ



● 障害福祉サービスの種類・内容

事業所については「障害者のしおり」をご覧ください。

■ 介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯及び掃除等の支援を行います。 (障害支援区分1以上の方。一部のサービスは区分2以上の方)
行動援護	障害により、行動上起きるおそれがある危険回避のための支援や、外出支援を行います。 (障害支援区分3以上の方、その他詳細な要件あり)
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等の時に、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等、必要な支援を行います。 (障害支援区分1以上の方)
生活介護	通所によって、入浴、排せつ、食事の介護等、必要な支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 (障害支援区分3以上の方、50歳以上は区分2以上の方)
施設入所支援	入所施設で主に夜間の入浴、排泄、食事の介護等、必要な支援を行います。 (原則障害支援区分4以上の方、50歳以上は区分3以上の方)

■ 訓練等給付

自立訓練 (生活訓練・機能訓練・ 宿泊型自立訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障害者に、一定期間(原則2年間)、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労した障害者の生活面の相談に応じるとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や入浴、排泄、食事の介護等必要な支援を行います。
自立生活援助	自宅において単身等で生活する障害者に、定期的な巡回訪問等により、日常生活の相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。

■ 地域相談支援給付

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等が地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。
地域定着支援	自宅において単身等で生活する障害者について常時の連絡体制を確保し、緊急の際に相談、訪問その他必要な支援を行います。

■ 計画相談支援

障害者福祉サービスを利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画を作成します。

計画相談支援	障害福祉サービス等の支給決定前にサービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整の上、支給決定後に同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を行い、同計画の見直しを行います。
--------	--

相談窓口

医療を受ける

制度を利用する

仲間と支え合う

問い合わせ先・関係機関一覧

地域生活支援事業

地域生活支援事業のサービスの利用料は、岡山市の定める補助金額の1割負担になります。それら以外にかかる費用については各事業所にお問い合わせください。

事業所については「障害者のしおり」をご覧ください。

※地域活動支援センターの利用、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。

■ 地域活動支援センターⅠ型

● 内容

- ・通所による日中活動（創作的活動・生産活動）の支援を行います。
- ・専門職員が配置されています。
- ・医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整を行います。
- ・地域住民ボランティアを育成します。
- ・障害に対する理解促進を図るための普及啓発を行います。
- ・入浴や給食を提供します（任意事業）。給食は自己負担です。

● 利用料 無料

● 利用日数（補助）上限 1月あたりの実日数－8日

※地域活動支援センターⅠ型は、相談支援等の事業も行っています。

■ 地域活動支援センターⅡ型

● 内容

- ・通所による日中活動（創作的活動・生産活動）の支援を行います。
- ・機能訓練・社会適応訓練を行います。
- ・入浴や給食を提供します。（任意事業）給食は自己負担です。

● 利用料 無料

● 利用日数（補助）上限 1月あたりの実日数－8日

■ 地域活動支援センターⅢ型・小規模作業所

● 内容

通所による日中活動（創作的活動・生産活動）の支援を行います。

● 利用料 無料

● 利用日数（補助）上限 1月あたりの実日数－8日

■ 移動支援

● 内容

屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

※サービスの対象となる外出の要件があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

※徒歩または公共交通機関（バス、電車、タクシー）利用での支援が対象です。

● **対象者** 外出時に移動の支援が必要な精神障害者

● **利用料** 30分につき90円（市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料）

※介護加算対象者は1日1回100円

● **利用時間（補助）上限** 1月あたり 50時間

■ 日中一時支援（タイムケア・レスパイト）

● 内容

障害児および障害者を施設等で預かるサービスです。

タイムケア（就労支援）…障害児の介護者である家族の就労支援が目的です。

レスパイト（一時的休息）…障害者の介護者である家族の休息が目的です。

● 対象者

タイムケア（就労支援）…障害児の介護者である家族の就労支援が目的です。

レスパイト（一時的休息）…タイムケアの支給決定を受けていない介護保険の対象にならない障害者

● **利用料** 下記の表を参照（市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料）

利用者負担金	利用者負担	医療機関の場合	送迎加算 （送迎サービスを有する事業所の場合）
1時間以上	200円	400円	
以後30分増すごとに	（加算）25円	（加算）100円	

● **利用上限** タイムケア（就労支援） 1月あたりの実日数－8日

レスパイト（一時的休息） 1月あたり8日

■ 生活サポート

● **内容** 家事援助（ホームヘルプ）のサービスを提供します。

● **対象者** 障害福祉サービスの介護給付の申請をしたものの、障害支援区分が「非該当」となった者で、家事援助を必要とする介護保険の対象にならない障害者

● **利用料** 30分につき75円（市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料）

● **利用時間（補助）上限** 1月あたり10時間

■ 重度障害者等就労支援

● 内容

重度障害者に対する就労支援として、通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障害者等の就労の機会を拡大し、社会参加の促進を図ります。

● 対象者

岡山市から重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている者であって、民間企業に雇用される者又は自営業者

● 利用料

1割負担（月額上限9,300円、市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料）

■ 日常生活用具

● 内容

日常生活用具の給付（購入の補助）を行います。

● 給付対象用具（精神障害者および精神障害児）

◆ 頭部保護帽

対象者：精神障害者保健福祉手帳1級もしくは障害支援区分3以上の精神障害者（児）で、てんかん発作により頻繁に転倒する者や、頭部を壁にぶつける等の自傷行為がある者

給付上限額：レディメイド 12,160円
オーダーメイド 15,200円

◆ 自動消火器

対象者：精神障害者保健福祉手帳1級もしくは障害支援区分3以上の精神障害者（児）で、火災発生に気づいたり、避難したりするのが難しい障害者のみの世帯（又はそれに準ずる世帯）

給付上限額：21,000円

◆ 火災警報器

対象者：精神障害者保健福祉手帳1級もしくは障害支援区分3以上の精神障害者（児）で、火災発生に気づいたり、避難したりするのが難しい障害者のみの世帯（又はそれに準ずる世帯）

給付上限額：10,000円

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある人が、一定の障害にあることを証明するものです。

精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳を持つことにより、さまざまな支援が受けられます。

(1) 手帳の対象者

精神障害（知的障害を除く）のため日常生活や社会生活に制約がある方で、手帳の交付を希望する方。入院・在宅による区別や年齢による制限はありません。

※精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。



(2) 障害等級

障害の程度に応じて、重度のものから順に1級・2級・3級となっています。

(3) 手帳の有効期間

有効期間は2年間です。

(4) 申請手続き（新規・更新・障害等級変更）

- 申請窓口 各保健センター → 10ページ
- 申請は本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づいて、ご家族や医療機関の職員等の方が手続きを代行することもできます。
- 郵送による申請は受け付けていません。申請窓口までお越しください。
- 更新申請の手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。

(5) 手続きに必要なもの

- ① 障害者手帳交付申請書（申請窓口にあります）
- ② 「診断書^{※1}」又は「精神障害による障害年金証書等の写しと同意書^{※2}」のどちらか一方

※1 診断書は精神障害者保健福祉手帳用のもので、作成日が精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後のものに限ります。

自立支援医療費（精神通院医療）と同時申請される場合はこの診断書で申請できます。（障害年金証書等の写しによる同時申請はできません。）

※2 障害年金証書等には特別障害給付金受給資格者証を含みます。同意書は年金事務所等への照会に必要な書類です。（申請窓口にあります）

③ 写真

- 縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、申請日から1年以内に撮影されたもの。裏面に氏名・住所・生年月日を記入してください。
- 写真を貼付しないことを希望される場合は、受けられるサービスに差異が生じることを了解したことの確認書が必要になります。（申請窓口にあります）
- アプリ加工禁止・マスク着用不可

④ マイナンバーがわかるもの

お問い合わせ先

岡山市こころの健康センター

住所 〒700-8546
岡山市北区鹿田町一丁目1-1
電話 086-803-1272

● **精神障害者保健福祉手帳によって利用できる制度**（令和3年11月時点）

これらの制度は変更されることがあります。また、手帳の所持以外にも該当要件等がある場合があります。詳しくはお問い合わせ先にお尋ねください。

◆ **各種制度**

項目	該当等級	内容	お問い合わせ先
後期高齢者医療制度の利用	1級 2級	満65歳～74歳の方が申請されることにより、後期高齢者医療制度に加入できます。加入によって、医療費の自己負担額等が軽減される場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療助成課 長寿医療係 ☎ 086-803-1217 ▶ 各福祉事務所 ▶ 各区役所市民保険年金課福祉総務係 ▶ 各支所、各地域センター
心身障害者医療費助成制度の利用	1級	「1級」かつ「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」の両方を所持する方が申請することにより、医療費の自己負担額の一部を助成します。 ※本人、配偶者及び扶養義務者に所得制限があります。 ※生活保護を受けている方は対象となりません。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療助成課 医療助成係 ☎ 086-803-1219 ▶ 各保健センター（申請） ▶ 各福祉事務所・支所（認定）
児童福祉年金	1級 2級	20歳未満の手帳を所持している方を監護している保護者に支給されます。ただし、障害児福祉手当を受給している児童、施設入所中の児童は除かれます。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保健所健康づくり課（申請） ☎ 086-803-1267 ▶ 障害福祉課（認定） ☎ 086-803-1236
生活保護の障害者加算	1級 2級	生活保護受給の際に障害者加算の認定が受けられる場合があります。	各福祉事務所
家庭ごみ有料化減免制度	1級	有料指定ごみ袋の交付を年間で最高100枚受けることができます。 ※施設入所・入院中の方は対象となりません。	環境事業課 ☎ 086-803-1297
岡山市の認可保育園等の利用者負担額減免	1級 2級 3級	市区町村民税所得割合算額が77,101円未満で手帳を所持している方がいる世帯は、岡山市の認可保育園ならびに認定こども園等の利用者負担額が軽減されます。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就園管理課 ☎ 086-803-1432 ▶ 各福祉事務所
市営住宅入居抽選時の優遇措置	1級 2級 3級	市営住宅入居抽選時に抽選番号を2つもらうことができます。	岡山市営住宅管理センター（株日本管財） ☎ 086-206-5560
県営住宅入居抽選時の優遇措置	1級 2級 3級	県営住宅入居抽選時に2回くじを引くことができます。	岡山県営住宅管理センター（株東急コミュニティー） ☎ 086-222-6696

項目	該当等級	内容	お問い合わせ先
駐車禁止除外指定車標章の交付	1級	申請されることにより、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。 ※道路標識による駐車禁止の規制からは除外されますが、駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所（交差点付近等）は駐車できません。	各警察署交通（第一）課
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の交付	1級	利用証を交付された方が優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図る制度です。 歩行が困難な方は、申請されることにより、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の交付を受けることができます。	岡山県障害福祉課 ☎ 086-226-7362
バス運賃の割引 (一般路線バス)	1級 2級 3級	手帳を所持している方及び1級の手帳所持者と同乗の介護人1名について運賃が半額になる場合があります。（定期券は3割引） ※手帳には写真の貼付が必要です。	各バス事業者
飛行機運賃の割引 (日本国内線)	1級 2級 3級	手帳を所持されている方及び同一便に搭乗される介護人（1名まで）が利用できます。	各航空会社
路面電車運賃の割引	1級 2級 3級	岡山市内中心部で運行されている路面電車の運賃が半額になります。また、その介護人1名の運賃が半額になる場合があります。 ※手帳には写真の貼付が必要です。	岡山電気軌道株式会社 ☎ 086-272-5520
携帯電話使用料等の割引	1級 2級 3級	基本料金等の割引を受けられる場合があります。	各携帯電話会社
NTT 電話番号案内の無料利用 (ふれあい案内)	1級 2級 3級	NTT へ連絡し登録しておけば、NTT の電話番号案内を無料で利用できる制度です。	NTT フリーダイヤル ☎ 0120-104174
NHK 放送受信料の減免	1級 2級 3級	○全額免除…手帳を所持している方を含む世帯で、かつその世帯員全てが市民税非課税の場合 ○半額免除…1級の手帳を所持している方が世帯主で、かつ受信契約者の場合 <申請手続> 各保健センターで「放送受信料免除申請書」に所定の証明を受けてから、NHK の営業窓口へ提出してください。 <必要なもの> ○放送受信料免除申請書 （各保健センター又は NHK の営業窓口にあります） ○精神障害者保健福祉手帳 ○印鑑	NHK 受信料の お問い合わせ先 ☎ 0570-077077

相談窓口

医療を受ける

制度を利用する

仲間と支え合う

問い合わせ先・関係機関一覧

◆ 各種税金の減免・控除 ※詳しくはお問い合わせ先にお尋ねください。

項目	該当等級	内容	お問い合わせ先
所得税の障害者控除	1級 2級 3級	課税所得から次の額が控除されます。 1級・・・40万円 2・3級・・・27万円 手帳を所持している方を扶養している方も障害者控除を受けることができます。 (控除額は同居、別居等の条件で異なります。)	各税務署
住民税の障害者控除	1級 2級 3級	課税所得から次の額が控除されます。 1級・・・30万円 2・3級・・・26万円 手帳を所持している方を扶養している方も障害者控除を受けることができます。 (控除額は同居、別居等の条件で異なります。)	各区市税事務所 市民税係
住民税の非課税	1級 2級 3級	前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税(現年分離課税される退職所得に係る住民税は除く)は非課税となります。	各区市税事務所 市民税係
利子等の非課税	1級 2級 3級	「障害者等の少額貯蓄非課税制度」が利用できます。	各金融機関等の営業所等
相続税の障害者控除	1級 2級 3級	手帳所持者が相続した場合、税額から年齢及び等級に応じた額が控除される場合があります。	各税務署
贈与税の非課税	1級 2級 3級	手帳所持者への贈与にあたり、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を結ぶと、贈与額のうち次の額まで非課税となります。 1級・・・6,000万円 2・3級・・・3,000万円	▶各信託会社等の営業所 ▶各税務署
自動車税(種別割・環境性能割)、 軽自動車税(種別割・環境性能割)	1級	自立支援医療費の支給認定を受けている方が使用する自動車について、自動車税又は軽自動車税の種別割及び環境性能割が減免(全額又は一部)される場合があります。(自動車の種類を問わず、対象自動車は障害者1人につき1台) ※自動車の所有(取得)者、自動車の運転者、使用目的等に条件がありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。	【自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)】 各県民局税務部 【軽自動車税(種別割)】 各区市税事務所管理係

◆ 駐車場使用料金の減免

◆ 施設利用料等の減免

駐車場使用料金及び施設利用料等の減免ができる施設や詳細については、申請窓口で配布している「精神障害者保健福祉手帳のご案内」をご覧ください。インターネットでも見ることができます(<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004133.html>)。

障害基礎年金

国民年金に加入している間、又は20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日*のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給されます。

- **年金額**（令和4年度現在）

1級	972,250円
2級	777,800円

※ 初診日 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診察を受けた日

お問い合わせ先

各区役所 市民保険年金課 → 97ページ

障害厚生年金・障害手当金（一時金）

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

お問い合わせ先（申請・相談窓口）

岡山西年金事務所 電話 086-214-2163

岡山東年金事務所 電話 086-270-7925

※来所でのご相談は予約が優先となります。

※障害の程度や保険料の納付状況等により、障害年金に該当しない場合があります。

相談窓口

医療を受ける

制度を利用する

仲間と支え合う

問い合わせ先・関係機関一覧

【国民年金保険料の免除・納付猶予制度】

所得の減少や離職等の経済的な理由で年金保険料の納付が難しい場合、保険料の免除又は猶予を申請することができます。なお、免除・猶予申請をせずに保険料を納付しなかった場合は「未納」となり、障害年金の保険料の納付要件を満たさなくなる場合がありますので、納付が難しい時は免除・猶予申請をすることをおすすめします。

- 法定免除……生活保護法による生活扶助を受給している場合
障害基礎年金又は障害厚生年金（1・2級）を受給している場合
（ただし、届出が必要）
- 保険料免除…20歳以上60歳未満の第1号被保険者が申請できます。
前年所得をもとに審査があり、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の区分が決定します。
- 納付猶予……50歳未満の第1号被保険者が申請できます。
前年所得をもとに審査されます。
（学生の場合は学生納付特例制度が適用されます。）

詳しくは、各区役所市民保険年金課にお問い合わせください。 → 97ページ

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象に、福祉的措置として平成17年4月から創設された制度です。

●対象者

国民年金の任意加入をされていなかった期間内に初診日があり、現に国民年金の障害等級1級・2級程度の状態にある方で、次のいずれかに該当する方

- ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前に厚生年金や共済組合等に参加（または受給）していた方の配偶者

●給付額

1級（月額）	52,300円	2級（月額）	41,840円
--------	---------	--------	---------

※65歳に達する日の前日までに障害状態に該当された方に限られます。

※65歳に達する日の前日までに請求してください。

※本人の所得による制限、受給中の年金との調整等あります。

お問い合わせ先 各区役所 市民保険年金課 → 97ページ

岡山市児童福祉年金

児童・保護者ともに岡山市内に居住していて、精神障害者保健福祉手帳1級もしくは2級の認定を受けている20歳未満の児童を監護している保護者に支給されます。

●年金額（年額）

1級	50,000円	2級	33,000円
----	---------	----	---------

お問い合わせ先 岡山市保健所健康づくり課 → 10ページ

特別障害者手当

障害が重複する等精神又は身体に著しく重度の障害がある在宅の20歳以上の方で、日常生活に常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

※施設入所している場合、病院等に3か月以上入院している場合は対象外です。

※所得の制限があります。

- **手当額**（月額） 27,300円（令和4年4月現在）

お問い合わせ先

各福祉事務所・各支所 → 11ページ

生活保護

病気や障害等の理由で働けなくなる等、他の制度を活用してもなお生活に困窮する場合、最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とする制度です。

詳しい内容については、お住まいの地域にある福祉事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

各福祉事務所 → 11ページ

傷病手当金

病気休業中に健康保険被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。被保険者が病気やけがのために仕事を休み、事業主から十分な報酬が得られない場合に支給されます。

● 支給条件

次の4つの条件を全て満たした時に支給を受けることができます。

- ①業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること
（労働災害保険の対象となる病気やけがは対象外）
- ②仕事に就くことができないこと
- ③連続する3日間を含み、4日以上仕事に就けなかったこと
- ④休業した期間に給与の支払いがないこと

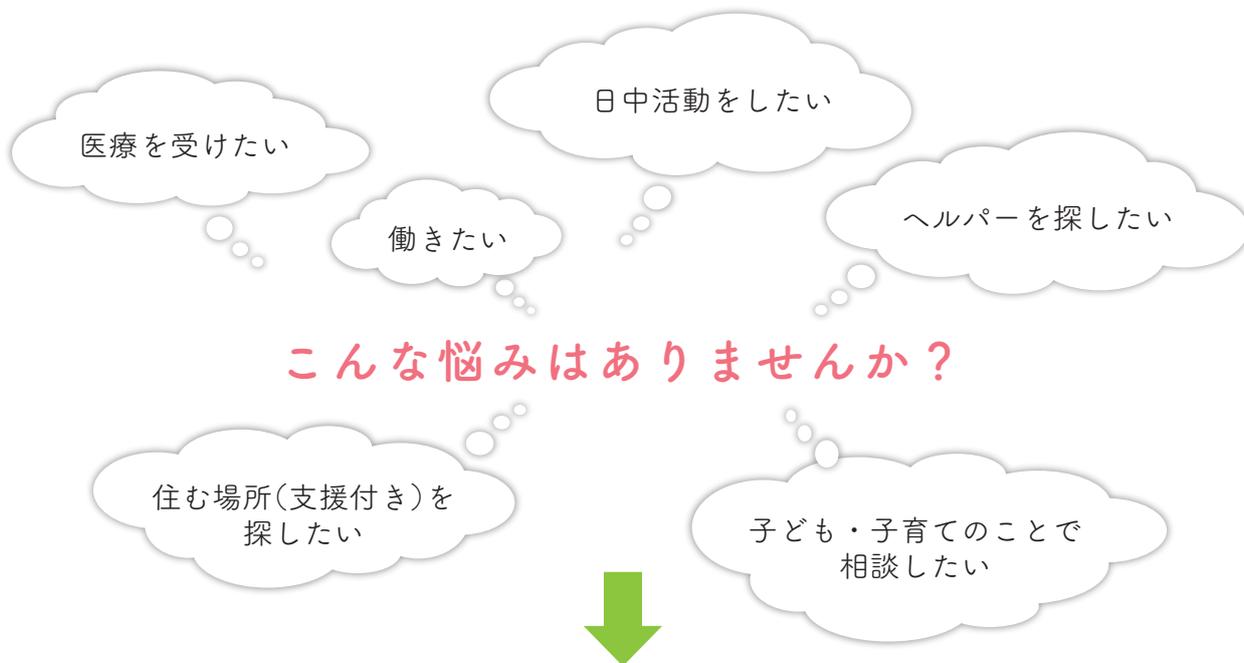
● 申請窓口 全国健康保険協会（105ページ）

まずは雇用されている事業所の担当者に相談してください。

※ご加入の健康保険によって内容が異なる場合があります。

岡山市障害者自立支援協議会

障害のある人にとって岡山市が住み心地のよい街になるよう、障害福祉にかかわる人達と障害のある人達が、ともに考え、意見を出し合い、『障害のある人、そうでない人が、ともに支え合い、安心して暮らせる岡山市づくり』をすすめる組織。それが、『岡山市障害者自立支援協議会』です。



そんな時は、**岡山市障害者自立支援協議会のホームページ**を

【え〜んじゃネット トップページ画面】

岡山市障害者自立支援協議会
え〜んじゃネット

1 ホーム 福祉・医療のサービス事業所情報 岡山市障害者自立支援協議会とは

検索

2 イベント

3 地域情報

トピック	イベント	部会情報	地域情報	あしあと	その他
2022年06月23日	広報部会 広報部会 令和4年6月報告 NEW!				
2022年06月10日	地域部会 南西地域部会部会6月①報告				
2022年06月02日	広報部会 広報部会 令和4年5月報告				
2022年06月01日	イベント 岡山市精神障害者ピアサポーター派遣事業について				
2022年06月01日	イベント 岡山市精神障害者ピアサポーター養成研修のお知らせ				
2022年05月30日	地域部会 中央・北地域部会 令和4年4月報告				
2022年05月30日	地域部会 中央・北地域部会 令和4年5月報告				
2022年05月24日	子ども支援部会 表出コミュニケーション支援研修				
2022年05月21日	地域部会 南西地域部会部会5月①報告				

ホームページを利用した人の声



B型事業所に行きたくてホームページを見たら、住所や作業内容が詳しく載っていてわかりやすかった！地図も出ているので家の近くで探せたよ。

ひきこもりがちでなかなか外に出られなかったけど、写真が載っていてわかりやすかった。おかげで就労移行支援を使って、今は働くことができます。



県外から引っ越してきた時に相談員さんから教えてもらった。スマホでも見られるし、イベント情報や講演会の情報も出ているから勉強になる。

ご活用ください！

どんなことが載っているの？

① 福祉・医療のサービス事業所情報

- ・精神科の医療機関（病院・クリニック・訪問看護）
- ・障害福祉サービス（在宅や入所による生活をサポートするサービス、働くためのサービス等）
- ・日中活動についての情報
- ・子ども・子育てを支援するサービス（日中一時支援・児童発達支援・放課後デイサービス等）

② イベント情報

- ・市民が参加できる研修会や催し物のご案内

③ 地域情報

- ・福祉に関するお得な情報



詳しい情報は「え〜んじゃネット」をご覧ください。

え〜んじゃネット

検索

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

日常生活自立支援事業

住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう援助することが目的です。利用者と社会福祉協議会が利用契約を結んだ上で、サービスを提供します。

● 対象者

- ・判断能力が不十分な方
(認知症高齢者の方、知的障害のある方、精神障害のある方等)
- ・このサービスを利用する意思がある方
- ・この契約内容が理解できる方

● サービス内容

- ①福祉サービスが安心して利用できるようお手伝いします。
 - ・福祉サービスについての情報提供や助言
 - ・福祉サービスを利用するときの手続き
 - ・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き
- ②毎日の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・医療費を支払う手続き
 - ・税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
- ③大切な書類や印鑑等を安全な場所でお預かりします。
 - ・預貯金通帳
 - ・証書類（年金証書、権利証、契約書、保険証書等）
 - ・実印、銀行印等

● 利用料

- ①②は1時間まで1,100円（30分毎に550円追加）
 - ③は年間5,000円
- その他生活支援員の交通費は実費負担していただきます。
- ①②については、生活保護を受給中の方は無料です。

お問い合わせ先

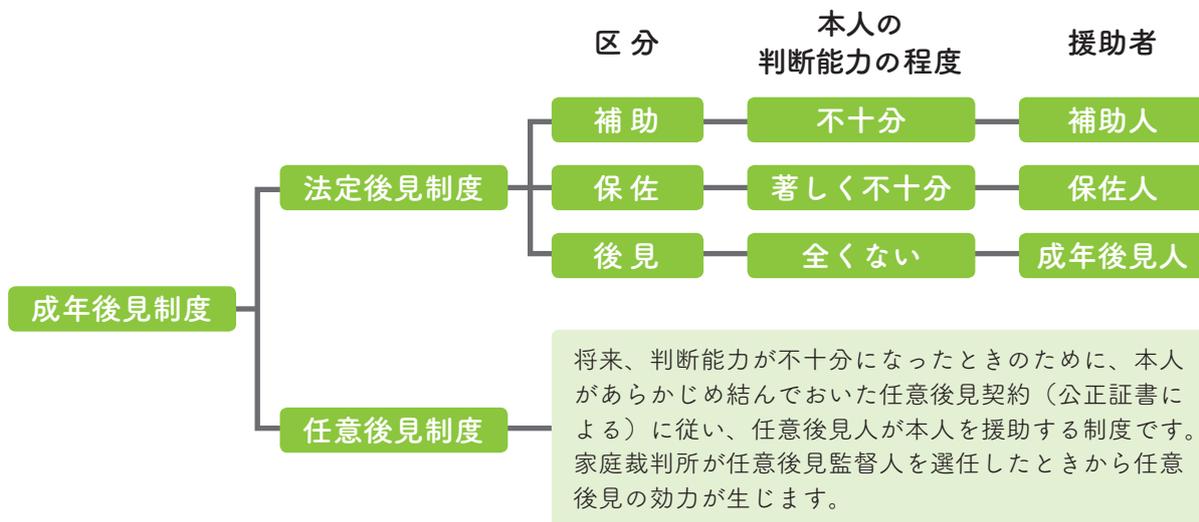
岡山市社会福祉協議会

住所 〒700-8546
 岡山市北区鹿田町一丁目1-1
 (岡山市保健福祉会館9階)

電話 086-225-4051

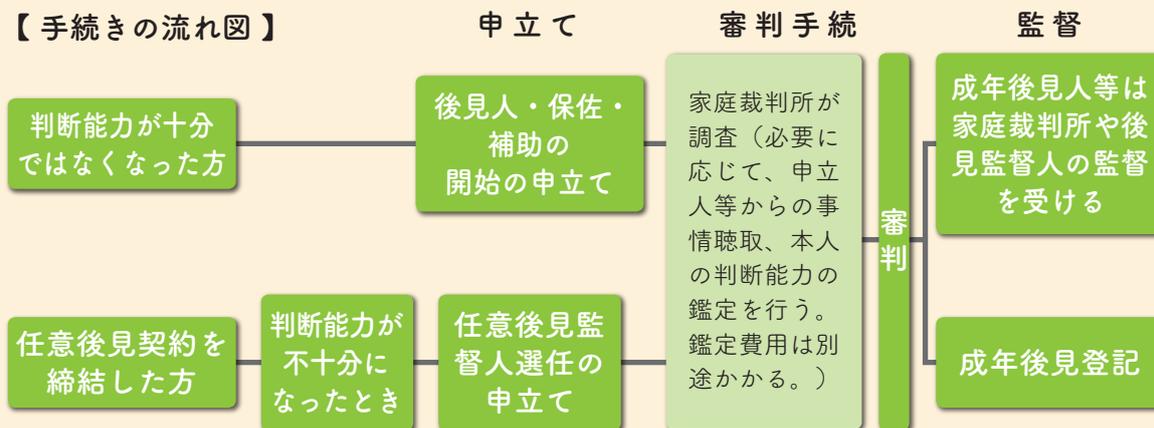
成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、高次脳機能障害等で判断能力の不十分となった方々が、法律行為（たとえば、医療契約や介護契約の締結、預貯金の管理、保険金の受領、遺産分割協議、不動産の売買等）を1人で行うことは困難であり、援助者が必要となります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



この制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に審判の申立て（申立書等の書類の記入や必要書類の提出）が必要です。申立てには、手数料等が必要になります。

【手続きの流れ図】



※手続きの詳細は、岡山家庭裁判所のホームページ（<https://www.courts.go.jp/okayama>）のほか、最寄りの家庭裁判所の窓口等でご確認ください。

申し立て先

岡山家庭裁判所 訟廷事務室家事受付係

住所 〒700-0807
岡山市北区南方一丁目8-42

電話 086-222-4168

相談窓口

医療を受ける

制度を利用する

仲間と支え合う

問い合わせ先・関係機関一覧

■ 成年後見制度利用の相談窓口

● 岡山市成年後見センター

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1
 (岡山市保健福祉会館9階 岡山市社会福祉協議会内)
 電話 086-225-4066

● 相談支援機能強化事業所 (障害者の方の成年後見制度利用支援) → 15 ページ

■ その他成年後見制度・法律の相談窓口

● (公益財団法人) リーガルエイド岡山 高齢者・障がい者支援センター

〒700-0807 岡山市北区南方一丁目8-29 岡山弁護士会館内
 電話 086-223-7899

● (公益社団法人) 成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部

〒700-0023 岡山市北区駅前町二丁目2-12 岡山県司法書士会館内
 電話 086-226-0470

■ 市長による申し立てに関する相談窓口

身寄りがない等の理由で、申立人がいない場合等で、特に必要な場合は市長が申し立てることもできます。

● 保健管理課 (精神障害者の方の場合)

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 (岡山市保健福祉会館7階)
 電話 086-803-1251



救護施設

救護施設は、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくることが困難な人たちが、健康に安心して生活するための保護施設です。

■（社会福祉法人）浦安荘

● プログラム活動

通勤・レクリエーション・交流・講座等、様々なプログラムの中から利用者が選択して参加します。個々の目的に合ったプログラムにより、自分らしい生活の実現を支援します。

● 荘内作業

ガラス・清掃・喫茶の作業を行います。利用者の性格・能力・特性・病状に配慮した作業カリキュラムを設定し、就労への準備や生活リズムを整え、個々の目標達成を支援します。

● 地域支援（就労支援）

就職を希望する利用者に対して、一般企業や協力事業所での就労支援を行います。より一歩、社会人としての生活を体験することにより、就労を支援します。

● 一時入所事業

生活保護を受給している方で、一時的に精神状態が不安定となった場合に、短期間浦安荘を利用することによって、安定した居宅生活の継続を支援します。

また、入院中の方や在宅の方で、浦安荘での生活を体験するために利用することもできます。

● 居宅生活訓練事業

入所者が施設外の訓練用住居にて生活訓練を行います。日常生活を居宅生活に近い環境で行うことにより、円滑な地域移行を目指します。

● 通所事業（通所・訪問）

保護施設に通所する保護施設退所者等に、作業訓練・生活訓練を実施します。また、保護施設退所者等への居宅訪問を実施し、安心した地域生活が継続できるように支援します。

お問い合わせ先

（福）浦安荘

住所 〒702-8026

岡山市南区浦安本町209

電話 086-263-9201 FAX 086-265-5552

MAIL urayasusou@etude.ocn.ne.jp

ホームページ <https://urayasusou209.jimdo.com>

企業向けメンタルヘルス出前講座のご案内

～皆さんの職場で「ゲートキーパー養成研修」を開催します！～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と接する機会が減り、それが長期化することで、孤独・孤立を感じる人が増えています。

こころの不調が続くと、うつ病などのこころの病気になる可能性が高くなると言われています。

あなたの職場でも、みんなで健康に長く働くために、こころの健康にも目を向けてみませんか？

ゲートキーパーとは？

自殺の危険性に気づき、悩んでいる人に、

気づき

傾聴

つながり

見守る

役割を担う人のことです。

● 研修内容

ゲートキーパーになるために

- ・自殺予防についての知識
- ・職場で気になる人への声かけの仕方 など

メンタルヘルスの基礎知識

- ・ストレスチェック
- ・ストレスへの対処法 など

企業内の研修の一環としても
ご活用いただけます。
まずはお気軽にご相談ください。

● 対象 : 岡山市内が勤務地・活動地の企業・職能団体

● 講師料 : 無料

● 申し込み : 開催日の1か月前までに岡山市保健所健康づくり課精神保健係に
FAX・電話でお申込みください。

詳細はホームページをご覧ください。

→<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000013693.html>

「岡山市ゲートキーパー養成研修」